

議案第 68 号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) メディア工房及び情報プラザを廃止するとともに、規定の整備を図る必要
があるので、本案を提出する。

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（平成８年１２月世田谷区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第３条中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号から第９号までを２号ずつ繰り上げる。

第４条第３項を削る。

第５条第１項中「並びにメディア工房の附帯設備」を削り、「指定管理者」を「第１９条の規定によりセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第５項各号列記以外の部分及び第１号中「及びメディア工房の附帯設備」を削る。

第１０条第３項中「、ワークショップ室及びメディア工房」を「及びワークショップ室」に改める。

第２４条を第２５条とし、第１８条から第２３条までを１条ずつ繰り下げ、第１７条の次に次の１条を加える。

（施設等の使用の特例）

第１８条 区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、センターの施設等のうち、区長が指定する施設等の区域を使用させることができる。

２ 前項の施設等の区域の使用に係る使用料は、無料とする。

別表第５及び別表第６中「第２１条関係」を「第２２条関係」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。